

関 係 法 令 等

1. 下水道法
2. 下水道法施行令
3. 下水道法施行規則
4. 富山市下水道条例
5. 富山市下水道条例施行規程
6. 建築基準法
7. 建築基準法施行令
8. 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件
9. 水道法
10. 環境基本法
11. 水質汚濁防止法
12. 水質汚濁防止法施行令
13. ダイオキシン類対策特別措置法
14. ダイオキシン類対策特別措置法施行令
15. 消防法施行規則
16. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（※通称ビル管理法）
17. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令
18. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則
19. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
20. 労働安全衛生法
21. 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
22. 道路交通法
23. 特定都市河川浸水被害対策法
24. 特定都市河川浸水被害対策法施行令

下水道法

(昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海

域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第二条の二 都道府県は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 下水道の整備に関する基本方針
- 二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項
- 三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項
- 四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項
- 五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあつては、第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量（以下単に「削減目標量」という。）及び削減方法に関する事項

3 流域別下水道整備総合計画は、次に掲げる事項を勘案して定めなければならない。

- 一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件
- 二 当該地域における土地利用の見通し
- 三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
- 四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し
- 五 下水の放流先の状況
- 六 下水道の整備に関する費用効果分析

4 流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた終末処理場（以下「特定終末処理場」という。）で放流する下水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質を政令で定める基準に適合させることができる構造のもの（以下「高度処理終末処理場」という。）を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削減する窒素含有量又は燐含有量のうち一定量のものについては、他の地方公共団体のため、当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するものである旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、国土交通省令で定めるところにより、都道府県に対し、申し出ることができる。

5 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予算額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。

6 都道府県は、第一項の規定により流域別下水道整備総合計画（次項に規定するものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

7 都道府県は、第一項の規定により二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、

関係都府県及び関係市町村の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議しなければならない。

- 8 国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、前項に規定する流域別下水道整備総合計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。
- 9 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、環境大臣に対し、意見を求めることができる。
- 10 都府県は、第一項の規定により第七項に規定する流域別下水道整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- 11 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を環境大臣に通知しなければならない。
- 12 都道府県は、第一項の水質環境基準が改定された場合、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合その他の場合において流域別下水道整備総合計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該流域別下水道整備総合計画を変更しなければならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

(放流水の水質の基準)

第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(供用開始の公示等)

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
 - 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」という。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第十二条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除

して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の三十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。
- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。
- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
- 5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
- 6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（特定施設の設置等の届出）

第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水の処理の方法

七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十二条の四 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十二条の六 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十二条の七 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第十二条の八 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る

被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道（第二条第四号ロに該当する流域下水道（以下「雨水流域下水道」という。）を除く。次項において同じ。）の管理者に通知しなければならない。

- 2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(除害施設の設置等)

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
- 二 その水質（第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

- 2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

(水質の測定義務等)

第十二条の十二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排水設備等の検査)

第十三条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(損傷負担金)

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

（行為の制限等）

第二十四条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。
- 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- 三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

- 一 排水施設を固着して設けるとき。
- 二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。
- 三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。
 - イ 同意水防計画で定める水防管理者（水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。）又は量水標管理者（同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。）
 - ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線
 - ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

（条例で規定する事項）

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第四条第一項の事業計画に

計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域)であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害(同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。)の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の防止を図るためには、排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- 一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
 - 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域

下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

- 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 5 第三十二条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。
- 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

(罰則)

第四十四条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十二条の九第二項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

- 2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十二条の六第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規

定に違反したとき。

三 第十二条の十二（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

四 第十三条第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 第二十五条の十八又は第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

下水道法施行令

(昭和三十四年四月二十二日政令第百四十七号)

最終改正：令和六年一月四日政令第二号

(排水設備の設置を要しない場合)

第七条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパートを設けること。
- 十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号ま

でに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

- 2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又はリン含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- 一 温度 四十五度以上であるもの
- 二 水素イオン濃度 水素指数五以下又は九以上であるもの
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの
 - ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの
- 四 沃素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、当該各号に定める数値とする。

※資料2 参照

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）

第九条の五 法第十二条の二第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量又はリン含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。
- 二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
- 三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
- 四 浮遊物質質量 一リットルにつき六百ミリグラム未満
- 五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
- ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下
- 六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
- 七 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

(事故時の措置を要する物質又は油)

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合
第九条の四第一項各号に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）
- 二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合
第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合
第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満
- 二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値
- 三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。
- 四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は

当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

- 五 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

- 六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）

当該排水基準に係る数値

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 温度 四十度未満

- 二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

- 三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満

- 四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満

- 五 浮遊物質質量 一リットルにつき三百ミリグラム未満

- 六 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

- 七 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

- 3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為）

- 第十六条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第一号ニ本文及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニの規定に適合するものとする。

- 一 内径が二十八ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管

- 二 百ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線

- 三 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

- 第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
 - イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。
 - ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。
 - ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。
 - ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から二・五メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。
 - ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。
- 二 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。
 - イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
 - ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
 - ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
 - ホ 流入施設、建築基準法第四十二条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、一・五メートルを超えないこと。
- 三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
 - イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれが無い時期及び方法を選ぶこと。
 - ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
 - ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるとときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
 - ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれが無いこと。
- 四 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。
- 五 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。
- 六 法第十二条第一項又は法第十二条の十一第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

(報告の徴収のできる下水の水質等)

- 第二十五条 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。次項において同じ。）の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。
- 2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合については、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。
- 3 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

下水道法施行規則

(昭和四十二年十二月十九日建設省令第三十七号)

最終改正：令和六年三月十三日国土交通省令第二十号

(公共下水道の供用開始の公示事項)

第五条 法第九条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

(使用開始等の届出)

第六条 法第十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。

- 2 法第十一条の二第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する検定の方法により行うこと。
- 二 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上、生物化学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、ダイオキシン類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上、その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。
- 三 第一号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
- 四 第一号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。
- 五 前各号の測定の結果は、別記様式第十三による水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存すること。

富山市下水道条例

(平成十七年四月一日富山市条例第二百九十八号)

最終改正：令和六年三月二十五日条例第四十二号

(趣旨)

第1条 市の設置する公共下水道の管理等については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道で市の管理するものをいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (7) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- (8) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (10) 下水道使用者(以下「使用者」という。) 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (11) 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、富山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の公共ますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。)に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が別に定めるものによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位 人)	排水管の内径(単位 ミリメートル)	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上

150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が 3 メートル以下のものの内径は、75 ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位 平方メートル)	排水管の内径(単位 ミリメートル)	勾配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
600 以上 1,500 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上
1,500 以上	250 以上	100 分の 1 以上

(排水設備等の計画の確認)

第 4 条 排水設備又は法第 24 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が別に定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第 5 条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する事業者として管理者が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。

- 2 責任技術者及び指定工事店について必要な事項は、管理者が別に定める。

(排水設備等の工事の検査)

第 6 条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つたものに対し、検査済証を交付するものとする。

- 3 前項の検査済証の様式は、管理者が別に定める。

(除害施設の設置等)

第 7 条 法第 12 条第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45 度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30 ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき 220 ミリグラム未満
- 2 前項の規定は、1 日当たりの平均的な下水の量が 50 立方メートル未満であるものについては適用しない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第 8 条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第 12 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき 380 ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30 ミリグラム以下
- 2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるときにおいては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の規定による環境省令により、又は同法第 3 条第 3 項の規定による条例により、前項第 1 号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設の設置等)

第 9 条 法第 12 条の 11 第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水(法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値(ただし、同条第 3 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値)
- (2) 温度 45 度未満
- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき 380 ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30 ミリグラム以下
- 2 前項に規定する下水のうち管理者が別に定める項目に係る下水で管理者が別に定める量に係るものについては、同項の規定は、適用しない。

(除害施設の設置等の届出)

第 10 条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者が別に定めるところ

ろにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(水質測定等)

第 11 条 除害施設の設置者は、管理者が別に定めるところにより、除害施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排除の停止又は制限)

第 12 条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用の開始等の届出)

第 13 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

- 2 法第 11 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 4 又は第 12 条の 7 の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用者の変更等の届出)

第 14 条 使用者が変わったときは、新たに使用者となったものは、管理者が別に定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第 15 条 公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2 使用月分以上の使用料を一括して徴収し、又は 2 使用月分以上の概算使用料を前納させることができる。
- 3 前項ただし書の規定により概算使用料を前納させた場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第 16 条 使用料の額は、毎使用月(前条第 2 項ただし書の規定により使用料を徴収する場合にあっては、その 2 以上となる使用月)において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。この場合において、当該使用料の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (3) 管理者は、前号の認定をするために必要があると認めたときは、適当な場所に計測の装置を取り付けることができる。
 - (4) 使用者は、善良な管理者の注意をもって前号の装置を管理し、その装置を破損し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。
 - (5) 使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、管理者が必要と認める日までに管理者に提出しなければならない。この場合においては、

第1号及び第2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

- 3 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、又は廃止したときの基本使用料の額は、その月の現日数を基礎として当該使用に係る日数に応じ日割によって算定した額とする。

(使用の態様の変更の届出)

第16条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することになったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他管理者が別に定める使用の態様の変更があったときは、管理者が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(資料の提出)

第17条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第17条の2 法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第17条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第17条の3 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第17条の5において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食にくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第17条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第17条の5 第17条の3に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第 17 条の 6 前 3 条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第 17 条の 7 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾(ろ)過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止するとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講じられていること。

(都市下水路の構造等の技術上の基準)

第 17 条の 8 法第 28 条第 2 項の規定による条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準については、第 17 条の 3、第 17 条の 4 及び第 17 条の 6 の規定を準用する。

2 法第28条第2項の規定による条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1箇月に1回以上行うこと。

(改善命令)

第 18 条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第 19 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図(縮尺 3,000 分の 1 以上)
- (2) 物件の配置を表示した平面図(縮尺 200 分の 1 以上)
- (3) 物件の断面を表示した図面(縮尺 200 分の 1 以上)
- (4) 物件の構造の詳細を表示した図面(縮尺 20 分の 1 以上)

2 前項の申請書の様式は、管理者が別に定める。

(許可を要しない軽微な変更)

第 20 条 法第 24 条第 1 項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占有)

第 21 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理者が別に定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 前項の規定による占有の許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、当該占有の許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、管理者の許可を受けなければならない。

3 占有者から、占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

4 前 3 項及び次条に規定するものを除くほか、占有料に関することについては、富山市行政財産使用料条例(平成 17 年富山市条例第 70 号)の定めるところによる。

(原状回復)

第 22 条 占有者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者において認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、占有者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(指定工事店の登録手数料)

第 23 条 新たに指定工事店の指定を受けようとする者は、20,000 円の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、指定申請の際、納付しなければならない。

3 第 1 項の規定により納付した手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(公共ます及び取付管の新設等)

第 24 条 使用者が管理者が別に定める設置基準に基づかないで公共下水道の公共ます及び取付管の新設等を行ったときは、当該新設等に要する費用は、当該使用者の負担とする。

(使用料等の減免)

第 25 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料若しくは手数料を減免し、又は納期限を延長することができる。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第 27 条 次に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 4 条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等の工事を実施した者

(2) 第 5 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

(3) 排水設備等の新設等を行って、第 6 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

- (4) 第 7 条又は第 9 条の規定に違反した者
 - (5) 第 10 条、第 13 条、第 14 条又は第 16 条の 2 の規定による届出を怠った者
 - (6) 第 17 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
 - (7) 第 18 条に規定する命令に違反した者
 - (8) 第 22 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
 - (9) 第 4 条第 1 項若しくは第 19 条の規定による申請書若しくは書類、第 4 条第 2 項、第 10 条、第 13 条、第 14 条若しくは第 16 条の 2 の規定による届出書、第 16 条第 2 項第 5 号の規定による申告書又は第 17 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
- 第 28 条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。
- 第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

富山市下水道条例施行規程

(平成十七年四月一日富山市上下水道局管理規程第二十三号)

最終改正：令和六年三月二十九日上下水道局管理規程第六号

(趣旨)

第1条 この規程は、富山市下水道条例(平成17年富山市条例第298号。以下「条例」という。)

第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の共同設置)

第2条 土地又は家屋の状況により単独で排水設備を設置することができないときは、数人共同して設置することができる。この場合、その排水設備等に関する義務については、連帯責任を負わなければならない。

(排水設備の固着箇所等)

第3条 条例第3条第3号に規定する排水設備を公共ます等に固着するときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔に、ますの内壁に突き出ないようにさし入れ、接着剤等で接続すること(鉄筋コンクリート製のものにあつては、その周囲をモルタルでうめ、内外面の上塗り仕上げをすること。)
- (2) 雨水のみを排除するための排水設備は、公共ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の孔をあけ、ますの内壁に突き出ないようにさし入れ、接着剤等で接続すること(鉄筋コンクリート製のものにあつては、その周囲をモルタルでうめ、内外面の上塗り仕上げをすること。)
- (3) 前2号により難い特別の事由があるときは、富山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の指示を受けること。

(排水設備の計画の確認)

第4条 条例第4条第1項に規定する排水設備の新設等に係る計画確認申請及び同条第2項に規定する変更の届出は、富山市排水設備等新設等計画確認申請書(様式第1号)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示し、敷地の位置が明示できる程度とする。
- (2) 平面図 縮尺は200分の1程度とし、次の事項を表示すること。
 - ア 縮尺、方位及び敷地の境界線
 - イ 道路、建物、玄関、流し場、浴場及び便所の位置
 - ウ 排水管渠の位置、大きさ、勾配及びその延長
 - エ ますその他附帯装置の種類、位置、大きさ及び深さ
- (3) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1程度とし、管渠の大きさ、勾配並びに地表及び管渠の高さを表示すること。
- (4) 特別な施設を必要とする場合は、その構造図を添えること。

3 管理者は、第1項の申請に係る計画を確認したときは、申請者にこの旨を通知する。

(排水設備の構造及び設計基準)

第5条 排水設備の構造及び設計基準は、次のとおりとする。ただし、建物、土地その他の状況により管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 管渠

- ア 管渠の構造は、暗渠とすること。ただし、雨水のみを疎通する場合は、円形管の大きさに相当する開渠とすることができる。
- イ 排水管の内径及び排水渠の断面積は、条例第3条第4号及び第5号に定める基準により下水を支障なく流下させることができるものとする。

ウ 排水管の土かぶりは、20センチメートル以上を標準とすること。

(2) ます

ア 暗渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種の異なる箇所若しくは勾配が著しく変化する箇所には、ますを設置すること。ただし、清掃又は検査の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。

イ 暗渠の直線部には、その管径の120倍以内の間隔にますを設置すること。

ウ ますは、内径寸法15センチメートル以上の円形又は角形とし、鉄筋コンクリート、プラスチック製等のもので、堅固で耐久性及び耐震性のある構造のものとする。

エ ますの底部は、雨水管渠に属するものは、深さ15センチメートル以上の泥溜だめを、污水管渠及び合流管渠に属するものは、接続する管渠の内径に応じ、インバートを設けること。

オ ますには、プラスチック、コンクリート又は鋳鉄製の密閉ふたを取り付けること。ただし、雨水管渠に属するものでは、格子ふたを取り付けることができる。

(3) ごみよけ装置

浴場、流し場等の污水流出口には、固形物の流下をとめるため、目幅8ミリメートル以下のストレーナーを設けること。

(4) 防臭装置

水洗便器、浴場、流し場等の污水流出箇所には、トラップ又は防臭ますを取り付けること。トラップの封水がサイフォン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

(5) 阻集器

油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、若しくは排水管等を損傷するおそれのある物質又は危険な物質を含む下水を公共下水道に排除する場合は、污水流出口等に阻集器を設けること。

(6) ポンプ施設及び排水槽

地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。この場合、ポンプ施設については、下水が逆流しないような構造のものとしなければならない。また、排水槽については、臭気の発散に対する環境保全上の措置を講じなければならない。

(7) ディスポーザ排水処理システム

破砕機と排水処理部で構成されたもので、管理者が認めるものに限り設置できるものとする。

(指定工事店の指定)

第6条 条例第5条に規定する工事店の指定は、次に掲げる要件を備える者の中から管理者が行う。

(1) 営業所ごとに責任技術者(条例第5条第1項に規定する責任技術者をいう。以下同じ。)が専属していること。

(2) 排水設備等の工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

(3) 県内に営業所を有していること。

(4) 次に掲げる者に該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第15条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人にあっては、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるも

の

(指定の申請)

第7条 前条に規定する要件を備え、指定工事店としての指定を受けようとする者は、富山市下水道排水設備指定工事店指定(新規・継続)申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 専属する責任技術者の名簿、責任技術者証の写し及びその雇用関係を証する書類
- (2) 排水設備等の工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (5) 前条第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(指定の有効期間)

第8条 指定工事店の有効期間は、5年とする。ただし、次に掲げる者の指定の有効期間は、管理者が特に必要があると認めるときは、これを5年未満に短縮することができるものとする。

- (1) 初めて指定を受ける者
- (2) 第15条の規定により指定の停止又は取消しを受けた者で当該停止又は取消し後の最初の指定を受ける者

(継続指定の申請)

第9条 指定工事店は、前条の有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするときは、その満了の日の1月前までに、富山市下水道排水設備指定工事店指定(新規・継続)申請書(様式第2号)に第7条第2項各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(指定工事店証)

第10条 指定工事店には、富山市下水道排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店証は、店舗の見やすいところに掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、交付を受けた指定工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、富山市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第4号)により管理者に申請し、その再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更があったときは、富山市下水道排水設備指定工事店証記載事項書換え交付申請書(様式第4号の2)により管理者に申請し、指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。
- 5 指定工事店は、第15条の規定により指定の停止又は取消しを受けたときは、直ちに管理者に指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店組合の承認)

第11条 指定工事店が中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により組合を設立し、管理者の承認を受けたときは、本市に対する連絡機関とすることができる。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第12条 指定工事店は、下水道に関する国の法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、その業務を誠実に行わなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工費で施工すること。また、工事契約は、原則として書面によることとし、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、条例第4条に規定する管理者の確認を受けた後に着手すること。

- (6) 工事は、責任技術者の管理下において設計及び施工すること。
- (7) 条例第 6 条第 1 項に規定する検査の結果、改修が必要と認められた場合、管理者の指定する期間内に改修すること。
- (8) 災害等の緊急時において、排水設備等の復旧に関して管理者から要請があった場合は、その復旧に協力すること。

(承認)

第 13 条 指定工事店は、専属の責任技術者が 1 人もいなくなったときは、管理者の承認を受けて、専属でない責任技術者をもってこれに当てることができる。ただし、その期間は、2 月を超えることができない。

(廃止等の届出)

第 14 条 指定工事店は、事業を廃止し、若しくは休止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、富山市下水道排水設備指定工事店事業廃止(休止・再開)届(様式第 5 号)により管理者に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに富山市下水道排水設備指定工事店変更届(様式第 6 号)により管理者に届け出なければならない。

- (1) 名称又は所在地を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 役員に異動があったとき。
- (4) 専属する責任技術者に異動があったとき。

3 指定工事店は、第 6 条第 4 号ア、エ又はオのいずれかに該当するに至ったことにより前 2 項の規定による届出を行うときは、富山市下水道排水設備指定工事店事業廃止(休止・再開)届(様式第 5 号)又は富山市下水道排水設備指定工事店変更届(様式第 6 号)にその旨を記載しなければならない。

(指定の停止又は取消し)

第 15 条 指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、1 年を超えない範囲内において指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規程に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、条例又はこの規程に基づいて管理者がなす職務の執行を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第 6 条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(公示)

第 16 条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

- (1) 第 6 条の規定により指定工事店の指定をしたとき。
- (2) 第 14 条第 1 項又は第 2 項(第 3 号及び第 4 号を除く。)の届出があったとき。
- (3) 前条の規定により指定工事店の指定を停止し、又は取り消したとき。

(責任技術者の登録)

第 17 条 責任技術者の登録を受けることができる者は、次の要件の全てを備える者とする。

- (1) 富山県下水道協会(以下「協会」という。)が行う排水設備工事責任技術者の資格認定試験に合格した者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (4) 2 年以内に、不正行為を理由として第 1 号の試験の合格又は次項の責任技術者の登録を取り消された者でないこと。

2 責任技術者の登録は、協会が行う。

(責任技術者の責務)

第 18 条 責任技術者は、下水道に関する国の法令、条例及びこの規程を遵守するとともに、

その業務を誠実に行わなければならない。

2 責任技術者は、条例第 6 条第 1 項に規定する検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証(協会が責任技術者の登録に際し当該者に交付するものをいう。)を携帯し、当該職員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(排水設備等の工事完了の届出)

第 19 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、富山市排水設備等工事完了届(様式第 7 号)に完工図を添えて行うものとする。

(検査済証)

第 20 条 条例第 6 条第 3 項に規定する検査済証は、富山市排水設備等の工事検査済証(様式第 8 号)とする。

(除害施設の設置義務の適用除外)

第 21 条 条例第 9 条第 2 項に規定する管理者が別に定める項目に係る下水の量は、次の表に掲げるとおりとする。

項目	下水の量
フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物(溶解性) マンガン及びその化合物(溶解性) クロム及びその化合物 温度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1 日当たりの平均的な排除量が 50 立方メートル未満

(除害施設の設置等の届出)

第 22 条 条例第 10 条の規定による届出は、富山市除害施設設置届(様式第 9 号)により行うものとする。

(水質の測定等)

第 23 条 条例第 11 条に規定する水質の測定及びその結果の記録は、下水道法施行規則(昭和 42 年建設省令第 37 号)第 15 条各号に定めるところにより行うものとする。ただし、測定の回数について管理者が必要と認めるときは、別に定めるところによる。

(使用開始等の届出)

第 24 条 条例第 13 条の規定による届出は、富山市公共下水道使用開始・休止・廃止・再開届(様式第 10 号)により行うものとする。

2 前項の届出がないときは、管理者は、当該使用の開始等の期日を認定するものとする。

(使用者の変更の届出)

第 25 条 条例第 14 条に規定する使用者の変更を届け出ようとする者は、公共下水道使用者変更届(様式第 11 号)を管理者に提出しなければならない。

(使用月の始期及び終期)

第 26 条 条例第 2 条第 10 号に規定する使用月の始期及び終期は、次の各号による。

(1) 水道水を使用している場合は、そのメーターの検針日の翌日を始期とし、次回の検針日を終期とする。

(2) 水道水以外の水を使用している場合は、その認定日の翌日を始期とし、次回の認定日を終期とする。

(3) 使用料は、毎使用月の終期の日現在により算定し、その日の属する月分として徴収する。

(特別の場合における使用料の算定)

第 27 条 条例第 16 条第 3 項の規定により基本使用料を算定する場合の月の現日数は、30 日とする。

(汚水種類別認定基準)

第 27 条の 2 条例別表に定める汚水種類の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般汚水 次号に掲げる汚水以外のもの
- (2) 公衆浴場汚水 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)による許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)第 4 条の規定により、富山県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排出された汚水

(水道水以外の水を使用する場合における汚水の排出量の認定)

第 28 条 条例第 16 条第 2 項第 2 号に規定する水道水以外の水を使用する場合の汚水の排出量の認定(条例第 16 条第 2 項第 3 号の規定により計測の装置を取り付けている場合を除く。)は、次に定めるところによる。

- (1) 家事にのみ使用されるものの汚水の排出量
 - ア 1 世帯 1 人の場合は、1 使用月につき 5 立方メートル
 - イ 1 世帯 2 人の場合は、1 使用月につき 10 立方メートル
 - ウ 1 世帯 2 人を超える場合は、1 使用月につき 10 立方メートルにその超える 1 人を増すごとに 7 立方メートルを加えた量
- (2) 家事以外に使用されるものの汚水の排出量は、使用者の人数、業態、揚水設備、水の使用状況その他の事実を考慮して認定する。
- (3) 大口に使用されるものの汚水の排出量は、計測によるほか、必要に応じ前号に定める使用者の人数その他の事実を考慮して認定する。

2 管理者が必要があると認めるときは、2 月以上の汚水の排出量の認定を行うことができる。

(水道水と水道水以外の水を併用する場合における汚水の排出量の認定)

第 29 条 水道水と水道水以外の水を併用して使用する場合の汚水の排出量は、水道水以外の水による認定排出量と水道水による汚水の排出量を合算したものとする。

(特殊な使用に係る汚水の排出量の申告)

第 30 条 条例第 16 条第 2 項第 5 号に規定する申告書は、富山市特殊汚水排出量申告書(様式第 12 号)によらなければならない。

(使用料の納期限)

第 30 条の 2 使用料の納期限は、検針日及び認定日の属する月の翌月の 15 日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、納期限を変更することができる。

(使用料の精算)

第 31 条 使用料の納付後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、使用を継続している場合は、次期徴収の使用料で精算する。

(使用の態様の変更の届出)

第 31 条の 2 条例第 16 条の 2 の規定による届出は、富山市公共下水道使用態様変更届(様式第 12 号の 2)により行うものとする。

2 条例第 16 条の 2 に規定する管理者が別に定める使用の態様の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道水以外の水の排除に加えて水道水を排除することとなったとき。
- (2) 排除する水が水道水から水道水以外の水に変更になったとき、又は水道水以外の水から水道水に変更になったとき。
- (3) 排除する水道水以外の水の使用者の人数、使用状況又は業態に変更があったとき。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第 31 条の 3 条例第 17 条の 3 第 3 号の管理者が定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設(これを補完する施設を含む。以下この章において同じ。)及び処理施設(これ

を補完する施設を含む。以下この章において同じ。)とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 6 条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が 2 度以下であること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第 31 条の 4 条例第 17 条の 3 第 5 号の管理者が定める措置は、次条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第 4 号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭(くい)基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓(とう)継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(耐震性能)

第 31 条の 5 重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられている排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。次項において同じ。)及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル 1 地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル 2 地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第 1 号に定めるとおりとする。

(排水管の内径の数値及び排水渠の断面積の数値)

第 31 条の 6 条例第 17 条の 4 第 1 号の管理者が定める数値は、排水管の内径にあつては 100 ミリメートル(自然流化によらない排水管にあつては、30 ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあつては 5,000 平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置)

第 31 条の 7 条例第 17 条の 5 第 2 号の管理者が定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じな

いようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排液を水処理施設(汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。次条において同じ。)に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置)

第31条の8 条例第17条の7第6号の管理者が定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(行為の許可の申請)

第32条 条例第19条に規定する申請書は、富山市物件設置(変更)許可申請書(様式第13号)によらなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を富山市物件設置(変更)決定通知書(様式第14号)により、当該申請書に通知するものとする。

(占用の許可)

第33条 条例第21条第1項の規定により、占用の許可を受けようとする者は、富山市公共下水道占用許可申請書(様式第15号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を富山市公共下水道占用決定通知書(様式第16号)により、当該申請者に通知するものとする。

(公共ます及び取付管の新設等の基準)

第34条 条例第24条の規定による公共ます及び取付管の新設等の基準は、次の表に定めるところによる。

区域	設置単位	公共ますの数	取付管の数
旧富山市の区域	敷地面積500平方メートル未満	1箇所	1本
	敷地面積500平方メートル以上	500平方メートルを超える部分については、500平方メートルごとに1箇所	500平方メートルを超える部分については、500平方メートルごとに1本
旧大沢野町の区域 旧大山町の区域 旧八尾町の区域 旧婦中町の区域 旧山田村の区域 旧細入村の区域	1戸	1箇所	1本

備考 この表の規定にかかわらず、建物の配置その他の事由によりこの表の基準によることが相当でないと管理者が認めるものにあつては、管理者が別に定めるところによる。

(公共ます及び取付管の新設等の申請)

第35条 前条の基準に基づかないで公共ます及び取付管の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、富山市公共ます及び取付管新設等申請書(様式第17号)を管理者に提出しなけれ

ばならない。

(他人の土地又は排水設備の使用)

第 36 条 土地又は家屋の状況により、下水を公共下水道に流入させるために、他人の土地又は排水設備を使用しようとする者は、所有者及び使用者の承諾書を管理者に提出しなければならない。

(排水設備等の清掃)

第 37 条 排水設備等は、使用者において、常にその機能に支障をきたさないよう清掃しておかなければならない。

(使用料等の減免)

第 38 条 条例第 25 条の規定により使用料若しくは手数料の減免又は納期限を猶予する者は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により生活扶助を受けている者

(2) 天災その他の災害を受け、支払能力がないと認めた者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が特別の事情があると認めた者

2 前項の場合において、減免する額は、その都度管理者が定める。

3 第 1 項の規定により減免又は納期限の猶予を受けようとする者は、富山市使用料・手数料の減免・納期限猶予申請書(様式第 18 号)を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を富山市使用料・手数料の減免・納期限猶予決定通知書(様式第 19 号)により当該申請者に通知するものとする。

5 前 2 項の規定により使用料・手数料の減免又は徴収の猶予を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(届出の準用)

第 39 条 富山市水道事業給水条例(平成 17 年富山市条例第 296 号)の規定により上水道の使用の開始、廃止若しくは中止又は使用者の変更の届出をした者は、その届け出した事項について、条例及びこの規程に基づく届出をしたものとみなす。

建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

最終改正：令和六年六月十九日法律第五十三号

(敷地の衛生及び安全)

第十九条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

- 2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。
- 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。
- 4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(便所)

第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

- 2 便所から排出する汚物を下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

建築基準法施行令

(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)

最終改正：令和六年十月十一日政令第三百十二号

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第二百二十九条の二の四 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第二百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機

能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。

七 給水管、配電管その他の管が、第一百十二条第二十項の準耐火構造の防火区画、第一百三十三条第一項の防火壁若しくは防火床、第一百四十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百三十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第一百四十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずる

- こと。
- 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあっては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- 六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

(昭和五十年十二月二十日建設省告示第千五百九十七号)

最終改正：平成二十二年三月二十九日 国土交通省告示第二百四十三号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の二の五第二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

第一 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
- (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
- (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
- (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
- (ろ) 直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水

タンク等にあつては、この限りでない。

- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。
 - (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。
 - (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリントankその他衛生上有害な物の貯溜（りゅう）又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、イの（1）及び（3）から（8）までに定めるところによること。
 - (2) （1）の場合以外の場合においては、イの（3）から（8）までに定めるところによること。

第二 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 減菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩（も）れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、五センチメートル以上十センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては五センチメートル以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

四 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第三 適用の特例

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一（第一号口を除く。）並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が五立方メートルを超える給水タンク等については、第一第二号の規定の適用があるものとする。

水道法

(昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号)

最終改正：令和五年五月二十六日法律第三十六号

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：令和三年五月十九日法律第三十六号

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務

を有する。

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の責務）

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

水質汚濁防止法

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排出水を除く。）をいう。

(排水基準)

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

- 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。
- 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（特定施設等の設置の届出）

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の設備
 - 六 特定施設の使用の方法
 - 七 汚水等の処理の方法
 - 八 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設の種類
 - 四 有害物質使用特定施設の構造
 - 五 有害物質使用特定施設の使用の方法
 - 六 汚水等の処理の方法
 - 七 特定地下浸透水の浸透の方法
 - 八 その他環境省令で定める事項
 - 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

(排出水の排出の制限)

第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。
- 3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、三年間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

- 2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

(排出水の汚染状態の測定等)

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。
- 4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。
- 5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

水質汚濁防止法施行令

（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号）

最終改正：令和二年七月八日政令第百十七号

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

ダイオキシン類対策特別措置法

(平成十一年七月十六日法律第百五号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

(排出基準)

第八条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあつては第一号、排水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 排水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によっては、人の健康を保護することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が、第三項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事（同項の排出基準のうち、排水に係るものを定める場合に限る。）に通知しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を

都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の使用の方法
 - 六 大気基準適用施設にあっては発生ガス（大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。）、水質排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出水に係るものを含む。）に係る特定施設（以下「水質基準対象施設」という。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量（大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場（以下「水質基準適用事業場」という。）の排出水に含まれるダイオキシン類の量とする。）その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（排出の制限）

- 第二十条 排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者（以下「排出者」という。）は、当該排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。
- 2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。次項において同じ。）の当該施設から排出される排出ガス又は当該施設に係る排出水については、当該施設が特定施設となった日から一年間は、適用しない。ただし、当該施設が水質基準対象施設となった際既に当該工場又は事業場が水質基準適用事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。
- 3 第一項の規定は、一の水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際現にその施設を設置している者の当該施設から排出される排出ガス又は一の大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際現にその施設を設置している者の当該施設に係る排出水については、それぞれ、当該施設が大気基準適用施設又は水質基準対象施設となった日から一年間は、適用しない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（改善命令等）

- 第二十二条 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
- 2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の環境省令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から一年間は、適

用しない。

(設置者による測定)

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。
- 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令

(平成十一年十二月二十七日政令第四百三十三号)

最終改正：平成三十年八月十日政令第二百四十一号

(特定施設)

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

(耐容一日摂取量)

第二条 法第六条第一項の政令で定める値は、四ピコグラムとする。

(排出基準に関する条例)

第三条 法第八条第三項の規定による条例においては、排出ガスに係る排出基準にあってはダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件についての法第七条の基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めるものとし、排出水に係る排出基準にあってはダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件についての同条の基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めるものとする。

(設置者による測定)

第四条 法第二十八条第一項の規定による測定は、毎年一回以上、同項の排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。

- 2 法第二十八条第二項の規定による測定は、同項のばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。

消防法施行規則

(昭和三十六年四月一日自治省令第六号)

最終改正：令和六年十月二十八日総務省令第九十三号

第十七条 防火対象物の道路の用に供される部分又は駐車のに供される部分に設置する水噴霧消火設備の噴霧ヘッドの個数及び配置は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1～3省略)

4 道路の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 道路には、排水溝に向かつて有効に排水できる勾配をつけること。
- 二 道路の中央又は路端には、排水溝を設けること。
- 三 排水溝は、長さ四十メートル以内ごとに一個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
- 四 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
- 五 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

5 駐車のに供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かつて百分の二以上の勾配をつけること。
- 二 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ十センチメートル以上の区画境界堤を設けること。
- 三 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
- 四 車路の中央又は両側には、排水溝を設けること。
- 五 排水溝は、長さ四十メートル以内ごとに一個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
- 六 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称ビル管理法）

（昭和四十五年四月十四日法律第二十号）

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

（目的）

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（建築物環境衛生管理基準）

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

（昭和四十五年十月十二日政令第三百四号）

最終改正：令和三年十二月二十四日政令第三百四十七号

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。二において同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下
二 一酸化炭素の含有率	百万分の六以下
三 二酸化炭素の含有率	百万分の千以下
四 温度	一 十八度以上二十八度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
五 相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下
六 気流	〇・五メートル毎秒以下
七 ホルムアルデヒドの量	空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項 に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

（昭和四十六年一月二十一日厚生省令第二号）

最終改正：令和五年十二月二十七日厚生労働省令第百六十五号

（排水に関する設備の掃除等）

第四条の三 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（次項において「特定建築物維持管理権原者」という。）は、排水に関する設備の掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、行わなければならない。

- 2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

労働安全衛生法

(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

- 2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならない。
- 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(安全衛生教育)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

(中高年齢者等についての配慮)

第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

（平成5年建設事務次官通達）

最終改正：令和元年九月二日国土交通省告示第四百九十六号

（目的）

第 1 この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

（適用対象）

第 2 この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（維持修繕工事及び除却工事を含む。以下「土木工事」という。）に適用する。

（発注者及び施工者の責務）

第 3 発注者（発注者の委託を受けて業務を行う設計者を含む。以下同じ）及び施行者は、公害災害を防止するために、関係法令等（建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱）に加え、この要綱を遵守しなければならない（ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施行者が行うことを妨げない）。

2 前項に加え、発注者及び施工者は、この要綱を遵守するのみならず、工事関係者への災害事例情報の周知や重機の排ガス規制等、より安全性を高める工夫や周辺環境の改善等を通じ、公衆災害の発生防止に万全を期さなければならない。

【以下条文省略】

- 第 8 公衆災害防止対策経費の確保
- 第 10 付近居住者等への周知
- 第 12 現場組織体制
- 第 13 公衆災害発生時の措置と再発防止
- 第 14 整理整頓
- 第 15 作業場の区分
- 第 21 安全巡視
- 第 23 道路敷（近傍）工事における措置
- 第 24 道路上（近接）工事における措置
- 第 27 歩行者用通路の確保
- 第 28 通路の排水
- 第 42 埋設物の事前確認
- 第 44 埋設物の保安維持等
- 第 47 掘削方法の選定等
- 第 62 埋戻し方法
- 第 66 施工環境と地盤条件の調査
- 第 69 防火
- 第 70 酸素欠乏症の防止

道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

最終改正：令和六年六月二十一日法律第五十九号

(目的)

第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
 - 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
 - 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
 - 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき
 - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路

を原状に回復する措置を講じなければならない。

（罰則 第一項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第五号、第百二十三条）

（許可の手続）

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

- 2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。
- 3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。
- 6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号）

特定都市河川浸水被害対策法

(平成十五年六月十一日法律第七十七号)

最終改正：令和五年六月十六日法律第五十八号

(流域水害対策計画の策定)

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下この条及び次条において「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

2 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- 三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- 四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(第五十三条第一項及び第五十六条第一項において「都市浸水想定」という。)
- 五 特定都市河川の整備に関する事項
- 六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- 七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
- 八 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- 九 第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認定に関する基本的事項
- 十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
- 十一 第四号の区域における土地の利用に関する事項
- 十二 第五十三条第一項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の指定の方針
- 十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- 十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

3 前項第八号に掲げる事項には、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における緑地に関する施策(当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が有する雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであって、浸水被害の防止を目的とするものに限る。)に関する事項を記載することができる。

4 河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。

5 河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

6 河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 7 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号及び第六号に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
 - 8 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第七号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
 - 9 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第八号に掲げる事項(特定都市河川流域において地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。)については、当該地方公共団体が作成する案に基づいて定めるものとする。
 - 10 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 11 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、流域水害対策計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 12 第四項から第十項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。(排水設備の技術上の基準に関する特例)
- 第八条 下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るためには、同法第十条第一項に規定する排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、同条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

特定都市河川浸水被害対策法施行令

(平成十六年四月二十一日政令第百六十八号)

最終改正：令和六年三月三十日政令第百六十一号

(排水設備の技術上の基準に関する条例の基準)

第四条 法第十条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 条例の技術上の基準は、下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。
- 二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。
 - ロ 流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。
 - ハ 条例が対象とする区域における浸水被害の防止の必要性、排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあっては、当該区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。